

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
一般事業主行動計画

仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる環境を整備することにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 目標、取組内容等

(1) 仕事と子育ての両立を支援する取組

目標 1

配偶者出産時に利用できる2つの特別休暇（配偶者出産休暇・育児参加休暇）それぞれの利用率(※)90%以上。

※当該休暇の利用対象者のうち、1回以上利用した職員の比率。

<内容>

各拠点に設置した育児休業相談窓口において、配偶者の出産の申出があった場合に、育児支援に関する勤務制度や育児休業給付等について説明するための面談を実施する。

また、出産・育児に関する勤務制度等を記載した手引きの充実を図り、制度の利用促進に取り組むとともに、育児支援に係る休暇制度の利用時や育児休業取得時に適切な配慮が行われるよう、管理職の理解促進を図る等の職場環境づくりを推進する。

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

(2) 女性が活躍できる環境整備のための取組

目標 2

新規採用者に占める女性比率 30%以上。

<内容>

女性の積極採用を図るため、

- ・女子学生向け採用セミナーの開催
- ・採用担当者に女性職員を配置
- ・採用セミナーに女性職員を積極的に配置
- ・学生向け広報媒体に女性職員を積極的に紹介

などの取組を行う。

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

(3) 上記(1)・(2)に共通する取組

目標 3

育児休業の利用率

男性職員 50%以上、女性職員 100%。

<内容> (再掲)

各拠点に設置した育児休業相談窓口において、配偶者の出産の申出があった場合に、育児支援に関する勤務制度や育児休業給付等について説明するための面談を実施する。

また、出産・育児に関する勤務制度等を記載した手引きの充実を図り、制度の利用促進に取り組むとともに、育児支援に係る休暇制度の利用時や育児休業取得時に適切な配慮が行われるよう、管理職の理解促進を図る等の職場環境づくりを推進する。

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)